

鹿 児 島 県 公 報

平成26年3月14日（金）第2990号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

- 鹿児島県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（※）（人事課取扱い） 2
- 鹿児島県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例（※）（市町村課取扱い） 2
- 鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（※）（市町村課取扱い） 2
- 鶴丸城楼門復元協力寄附金基金条例（※）（生活・文化課取扱い） 3
- 鹿児島県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（※）（生活・文化課取扱い） 4
- 鹿児島県森林整備推進等基金条例の一部を改正する条例（※）（かごしま材振興課取扱い） 4
- 鹿児島県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例（※）（社会福祉課取扱い） 4
- 鹿児島県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（※）（介護福祉課取扱い） 5
- 鹿児島県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（※）（介護福祉課取扱い） 5
- 鹿児島県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（※）（障害福祉課取扱い） 5
- 鹿児島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（※）（障害福祉課取扱い） 6
- 鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例（※）（雇用労政課取扱い） 6
- 鹿児島県農地中間管理事業支援等基金条例（※）（農村振興課取扱い） 6
- 鹿児島県警察署設置条例の一部を改正する条例（※）（警務課取扱い） 7

条 例

鹿児島県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第 1 号

鹿児島県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県職員等の旅費に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第31条中「若しくは、」を「若しくは」に、「第47条」を「第47条第 1 項若しくは第 2 項」に、「場合において」を「場合において、」に、「旅費が、」を「旅費が」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 旅行命令権者は、職員について船員法第47条第 2 項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第 2 号

鹿児島県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（昭和57年鹿児島県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「から 2 日間」を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例第 3 条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までに告示された選挙については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第 3 号

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 6 年鹿児島県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第143条第 1 項第 4 号の 2」を「第143条第 1 項第 4 号の 3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鶴丸城楼門復元協力寄附金基金条例をここに公布する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第 4 号

鶴丸城楼門復元協力寄附金基金条例

(設置)

第 1 条 鶴丸城の楼門を復元するために寄附された鶴丸城楼門復元協力寄附金（以下「寄附金」という。）を適正に管理し、これを活用して楼門の復元に必要な経費の財源に充てるため、鶴丸城楼門復元協力寄附金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、寄附金の額とその寄附金に対する利息に相当する金額との合計額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第 5 号

鹿児島県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県消費者行政活性化基金条例（平成21年鹿児島県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条中「，地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金」を「及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金」に改める。

附則第 2 項中「平成26年 3 月 31 日」を「平成27年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

.....

鹿児島県森林整備推進等基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第 6 号

鹿児島県森林整備推進等基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県森林整備推進等基金条例（平成21年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 国の補助金を財源として積み立てた基金の一部について，国から返還の要請があったときは，第 6 条の規定にかかわらず，予算に計上し，国庫に納付することができる。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

.....

鹿児島県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第 7 号

鹿児島県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

鹿児島県社会福祉審議会条例（平成12年鹿児島県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし，第 3 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り下げ，第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（組織）

第 3 条 審議会は，委員40人以内で組織する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第 8 号

鹿児島県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年鹿児島県条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成26年 3 月 31 日」を「平成27年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第 9 号

鹿児島県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成21年鹿児島県条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成26年 3 月 31 日」を「平成27年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第10号

鹿児島県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年鹿児島県条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成26年 3 月 31 日」を「平成27年 3 月 31 日」に改める。

附則第 3 項を次のように改める。

- 3 国から交付を受けた地域自殺対策緊急強化交付金を財源として積み立てた基金の一部について、国から返還の要請があったときは、第 6 条の規定にかかわらず、予算に計上し、国庫

に納付することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第11号

鹿児島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成21年鹿児島県条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成26年 3 月 31 日」を「平成27年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第12号

鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年鹿児島県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成27年 3 月 31 日」を「平成28年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県農地中間管理事業支援等基金条例をここに公布する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第13号

鹿児島県農地中間管理事業支援等基金条例

（設置）

第 1 条 県が国から交付を受ける農地集積・集約化対策事業費補助金により、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づき農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を支援するなどして、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地（同法第 2 条第 1 項に規定する農用地をいう。以下同じ。）の集団化、農業への新たに農業経営を

営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、鹿児島県農地中間管理事業支援等基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、県が国から交付を受ける農地集積・集約化対策事業費補助金のうち、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（繰替運用）

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業に要する経費に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県警察署設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第14号

鹿児島県警察署設置条例の一部を改正する条例

鹿児島県警察署設置条例（昭和29年鹿児島県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表鹿児島南警察署の項中「和田二丁目」の次に「， 和田三丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。